

議案第49号

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与改正を受けて北名古屋市議会の議員に対して支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(平成18年北名古屋市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月の期末手当の支給について改正後の北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「北名古屋市職員の給与に関する条例(平成18年北名古屋市条例第49号)第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とあるのは、「北名古屋市職員の給与に関する条例(平成18年北名古屋市条例第49号)第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」とし、北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年北名古屋市条例第 号)附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。